

会 議 議 事 録

件 名	令和2年度第1回長泉町地域公共交通協議会
日 時	令和2年7月3日（金） 午後1時30分～午後3時21分
場 所	長泉町役場西館 4階大会議室
出席者	【出席委員】 14人 【欠席委員】 1人 【事務局】 4人
I 議事	
1 開会	
2 副町長挨拶	
3 設置要綱の改正について	
4 委員及び事務局紹介	
5 会長、副会長及び監事の選任	
6 協議事項	
(1) 令和2年度スケジュールについて	
(2) 令和2年度予算（案）について	
(3) 自主運行バス（長泉・清水循環バス）運行内容の一部変更について	
(4) デマンド乗合タクシー「いきいき号」運行内容の一部変更について	
(5) 長泉町地域公共交通計画について	
7 報告事項	
(1) 自主運行バス（長泉・清水循環バス）の運行状況	
(2) デマンド乗合タクシーの運行状況	
(3) スクールバスの運行状況	
8 講話	
『地域の足を守りましょう』	
9 その他	
10 閉会	

II 議事概要

1 開会 (13:30)

2 副町長挨拶 (13:33~13:37)

3 設置要綱の改正について資料1 (13:37~13:40)

本一部改正は、今年度予定している「長泉町地域公共交通計画」の策定を踏まえ、計画策定に際しての協議を行う法定協議会化等が必要となることから、会議体の設置要綱について所要の改正を行うものである。

改正概要は、(1)題名を「長泉町地域公共交通会議設置要綱」から「長泉町地域公共交通協議会設置要綱」に変更し、(2)に記載のとおり、第1条において当該協議会は、「道路運送法」と「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づき設置し、法に基づく計画の策定、実施に必要な協議を行う旨を規定する。(3)記載のとおり、第2条の協議事項として、「地域の公共交通のあり方、改善、利便の向上等に関する事項」、「活性化再生法の規定に基づく計画の作成及び実施に関する事項」を追加している。また、(4)(5)に記載のとおり、第3条において委員定数を15人から18人に変更し、構成委員の選出所属を明確にするとともに、新たに「学識経験者」を追加している。(6)(7)に記載のとおり、第6条において協議会の会議における議決原則を従前の「3分の2の賛成」から「過半数」に変更し、第8条においては、当協議会での協議事項の協議結果に対する尊重義務の規定を追加している。

<質疑>

なし

4 委員および事務局紹介 (13:40~13:46)

5 会長、副会長及び監事の選任 (13:46~13:47)

6 協議事項 (13:47~14:53)

(1) 令和2年度スケジュールについて資料2

最初に、協議会の開催だが、今年度は4回を予定している。まず、本日が第1回、第2回を9月~10月頃、第3回を12月頃、第4回を3月頃に予定している。協議予定事項は記載の通りとなっているが、今年度は交通計画の策定状況により、会議の開催回数や日程が変わる場合があるので、都度、日程が決まり次第お知らせをさせていただく。

次に、長泉町地域公共交通計画の策定だが、昨年度までに行った公共交通に関する住民ニーズ調査、コミュニティバスの再編検討やデマンド乗合タクシーの実証運行を通じたデマンド交通のあり方の検討を踏まえ、立地適正化計画との整合を図りつつ全町的な視点から公共交通体系を構築し、町民等の移動を支えることのできる公共交通のマスタープランとして長泉町地域公共交通計画を策定する。(1)の公共交通施策の検討から裏面の(4)とりまとめ、素案の作成作業を経て、(5)パブリックコメントを行い、計画案を策定し、本協議会に諮ったうえで計画を決

定する予定である。2枚目には、年間のスケジュール表を添付している。1年間、このようなスケジュールで進めていきたいと考えている。

<質疑>

なし

【審議結果】

賛成全員で原案のとおり承認

(2) 令和2年度予算(案)について資料3

公共交通計画の策定を行うにあたり、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を申請した。当該補助については、従来は自治体申請が可能だったが、今年度から補助対象が協議会のみになったことから、対応するため予算の調製を行ったものである。歳入は町からの負担金305万5千円、国からの補助金164万5千円を予定している。歳出は交通計画の策定に470万円の予定である。

<質疑>

なし

【審議結果】

賛成全員で原案のとおり承認

(3) 自主運行バス(長泉・清水循環バス)運行内容の一部変更について資料4

変更内容は黄色○で囲ってある箇所「サントムーン北側の経路変更」、「福祉会館への乗り入れ」の2点になる。

変更内容の1「サントムーン北側の経路変更」は、運行経路のなかに幅員が狭く左折をする際に危険な箇所があることから経路変更について運行事業者から申し出があり検討を行ったものである。3ページの経路変更(案)だが黄色の実線が現在の運行経路、青の点線が変更後になる。現行の①交差点よりも変更後②交差点の方が左折した先の道路幅員が広く安全であると考えている。また、沼津警察署および道路管理者である清水町建設課からは「現行のルートよりも道路幅員が広く安全であり、交通渋滞を招くものでもないため意見はない」旨の回答をいただいている。なお、当該変更経路内にバス停はなく、経路のみの変更となるため、利用者への影響はないと考えている。

変更内容の2点目「福祉会館への乗り入れ」についてだが、平成25年度から福祉会館敷地内への乗り入れ運行を行っていたが、平成28年度の福祉会館駐車場等整備工事が行われ、工事期間中は迂回ルートに変更をして運行を行っていた。工事完了に伴って、従来の経路に戻す手続きを進めようとしたところ福祉会館北側の町道の安全面に課題があるとして地元区から反対意見があったことからルートに戻さず運行を継続してきた。福祉会館の利用者は高齢者が多く、現在の「福祉会館入口」バス停から福祉会館までは300m近く距離があるため、電話による個別要望や町長への手紙が寄せられているほか、福祉会館の指定管理者である長泉町社会福祉協議会から要望書が提出されている。また、令和元年12月の長泉町地域公共交通会議において乗り入れを検討するように委員から提言があったところである。区から安全面の指摘があった福祉

会館の北側の町道については、福祉会館駐車場等整備工事を行った際、地元区要望事項のポストコーン設置を行い、歩行者保護を図っており、道路管理者および裾野警察署からも「工事施工以前も運行していたこと、道路幅員も確保されており運行には支障ない」旨回答を得ている。地元区との協議は役員会、沿道住民宅個別訪問、地元区意見交換会を実施した。明確な反対が1軒あり、騒音・振動や安全面を理由に車両の小型化、福祉会館営業時のみの乗り入れとしてほしいとの意見があった。説明をするなかでいただいた意見を集約し、それに対する町からの回答を区内で回覧を依頼したところ、特に意見は寄せられなかったと報告を受けており、区長からは「区としての意見は諸手をあげて賛成ということではないが、反対はしない。基本的には実施されるという認識」とのことであった。

<質疑>

①サントムーン北側の経路変更

[委員]

現状の狭い道の方を運行することとした経緯は。

[事務局]

長泉・清水循環バスは、当初、清水町と共同で運行を開始した経緯があり、清水町内に位置する当該経路を選定したと推察する。

[委員]

その当時から当該区間内にバス停はなかったか。

[事務局]

他路線のバス停はあるが、長泉・清水循環バスとしてバス停は設置していない。

[会長]

運行事業者としての意見はどうか。

[委員]

乗務員から左折しづらい、道路が狭くて危険といった意見があったためバス事業者から要望したものであり、変更後の方が安全だと考えている。

②福祉会館の乗り入れについて

[委員]

協議の経過の中で、反対されている方がいるということであったが、最終的に区として反対ということにはならなかった。その方は納得して了承したということか。

[事務局]

区に対して役員会で説明を行い、その後個別訪問に伺った際にその方から反対というお話をいただいた。区民意見交換会にも出席され、騒音や振動の影響についての主張があった。

[委員]

バス停の位置はどこになるのか。

[事務局]

福祉会館の出入口の目の前である。

[委員]

審議事項の中に休館している時間帯の乗り入れをどのようにするかという事項があるが、事

務局としての案はあるか。

[事務局]

利用者目線に立つと全便乗り入れが好ましいと考えているが、地元区の意見やバス事業者の意見を踏まえて判断いただきたいと考えている。なお、地元区の意見交換会では、休館時のみの乗り入れを要望する声と、逆に利用者が混乱するためやめたほうが良いのでは、という両方の声があった。

[委員]

ぜひ乗り入れをしてもらいたい。現在のバス停から 300 メートル歩くのは高齢者には大変。降雨時や夏の暑さ対策もある。

[委員]

交通量が多い現在のバス停より利用者の事故のリスクが減る。日によりダイヤが変わるのは利用者も運転する側にとっても混乱をきたすので一律の運行が好ましい。

[委員]

利用者とバス会社の運用の中では全便乗り入れが分かりやすいが、一方で住民の方の理解がどの程度なのか気になる。

[委員]

福祉会館の中でバスが転回することはできないか。

[事務局]

町でも検討をしたが、福祉会館敷地内は高齢者の事故防止の観点から場内一方通行にしており、バスだけが転回して逆走することは交通安全上不可能と判断した。走行ルートについては実際にバス車両を使って走行テストを行い、運転手からは出入りに支障ないと回答を得ている。

[委員]

「福祉会館入口」を残しつつ、「福祉会館前」のバス停を新規設置することは可能か。

[事務局]

現状の案では、10月1日より十分な周知を実施した上で「福祉会館入口」を廃止し、「福祉会館前」を新規で設置することを想定していたが、「福祉会館入口」も残して運行をすることが可能か検討する。

[会長]

時刻改正の実施可否について、運行事業者としてはどうか。

[委員]

時刻改正は実施いただきたい。

[委員]

同じく改正を実施いただきたい。

[事務局]

改正をする方向で時刻改正（案）について早急にバス事業者と調整をさせていただいた上で、後日、書面協議をお願いしたい。

【審議結果】

以下の内容で10月1日より運行をすることについて、賛成全員で承認

- ・サントムーン北側の経路を原案の通り変更すること
- ・福祉会館敷地内への乗り入れを行うこと
- ・乗り入れの曜日・時間については全便一律の乗り入れとすること
- ・駐車場の名称を「福祉会館前」とすること
- ・時刻改正を実施すること

(4) デマンド乗合タクシー「いきいき号」運行内容の一部変更について

本年4月に、いきいき号運行エリア内にスーパーマーケット「エブリビッグデー竹原店」がオープンしたことから、高齢者の日常的な買い物利用が見込まれることから新たな運行先として特定施設（行先）に追加するものである。

乗降場所は、駐車場内の身障者用駐車スペース付近で行うことで運営会社と事前協議を行っている。

<質疑>

なし

【審議結果】

賛成全員で原案のとおり変更することで承認

(5) 長泉町地域公共交通計画について

資料6 1冊目は、昨年度実施した、公共交通再編業務の内容である。まず、地域公共交通の方向性の検討を行った。続いて2ページだが、現況調査、アンケート調査の結果から課題を整理し、当町の公共交通に関する5つの基本方針の検討を行った。各基本方針の詳細は3ページから5ページに記載している。6ページには、各基本方針を実現するために計画期間内に達成すべき計画目標と数値目標を定めている。7ページからはコミュニティバスの再編、デマンド乗合タクシー導入に関する検討を行った。

また、公共交通を運行する事業者様に利用状況や利用者からの要望、事業を行う上での課題、地域の公共交通に関する意見を把握するためヒアリングを実施した。ヒアリングの結果は45ページから記載をしている。

これらの成果を踏まえ、2冊目の「長泉町地域公共交通計画骨子（案）」の検討を行った。まず、計画策定にあたっての計画の目的・位置付けを整理した。3ページからは、第1章として、町の現状や上位計画による位置付け、移動の特性、公共交通の運行状況を整理した。32ページには、バスとデマンドの棲み分けを検討するため、バス交通の成立エリアについて検討した内容について記載している。まず仮定条件を付し、利用率、運行経費の試算、採算性を確保するための人口密度の設定を行いバス事業が成立するエリアを検討した。

34ページにはこれらの検討結果を地図に落とし込んだものを掲載している。図中の緑の線の中の範囲がバス事業が成立する区域と位置付けた。

35ページからは町民の意向を把握するために実施したアンケートの結果及び関係機関の意向と

して先ほど説明をした事業者ヒアリングの結果を掲載している。

これらを踏まえ、公共交通の課題を整理し6つの課題を抽出したものを48ページに記載している。

まず、(1)「地区ごとに特性が異なる町域をカバーする移動手段の確保」である。下側四角囲みの左側に現状、右側にそれらを踏まえた課題という形で表している。

現状の1-(1)北西から南東に長い町域 ということの1-(1)という数字は、序章や第1章に記載している内容を指している。例えば、この1-(1)は、3ページの1. 長泉町の現状の(1)地勢・土地利用 に記載されているということになり、他も同様である。

49ページでは、(2)「公共交通事業の持続可能性の確保」、(3)「町民の身体的な特性に対応した移動手段の確保」を整理している。

50ページでは、(4)利用条件と現実の乖離の是正、(5)公共交通の情報提供ニーズへの対応、51ページ(6)新技術開発の可能性の把握・活用に整理している。

52ページからは、抽出した6つの課題に対する基本方針を記載している。先ほど説明した1冊目、公共交通再編業務に記載した基本方針がここで出てくる。

53ページは、基本方針(1)地域特性に応じた公共交通ネットワークの構築である。54ページは、基本方針(2)移動が困難な町民への重点的な対応である。資料6 1冊目では、「バスの利用が困難な」としていたが、バスに限定をしないとの観点から、「移動が困難な」という表現に変更を行っている。55ページは、基本方針(3)バスの利便性向上、基本方針(4)関係主体の総力による利用促進・情報提供の充実である。最後に56ページ基本方針(6)新しい技術の導入となっている。

58ページには、これまで説明した基本方針を実現するための施策の体系を1枚に整理している。左側の各課題に対し、基本方針が設定されている。この基本方針を実現するための公共交通施策として、9つの施策体系を抽出した。まず、①コミュニティバスの再編、②路線バスの利便性向上、③サービス水準の改善、④デマンド型乗合タクシーの充実、⑤地域が主体となる移送サービス、⑥交通結節機能の拡充、⑦公共交通の情報提供、⑧公共交通の利用促進策、⑨新技術を活用したモデル事業である。

昨年度から行ってきた調査等により公共交通の課題を整理し、それらに対する基本方針を設定した。これらはいくまで町で作成した素案の段階なので、本日は、主に基本方針、計画目標と基本方針を実現するための9つの公共交通施策体系について、委員の皆様にご意見を頂戴したい。59ページに記載のとおり、これらの柱を固め、今後、第3章、第4章の事項の検討を行っていきたいと考えている。

<質疑>

[委員]

ネットワーク、町民への利便性、利用促進、新しい取り組みの記載があり、目標数値との連動によるが、方向としては良いのではと思われる。56ページの「グリーンスローモビリティ」の誤字修正をすること。

[委員]

アンケートの取り方だが、高齢者を多くした意図は。

[事務局]

公共交通の利用は高齢者が多いので、高齢者の意見を重点的に拾う意図でアンケート対象者の半分を高齢者に、残り半分はその他年齢で振り分けて実施した。アンケート結果は、高齢者のみのものと全体のもので別々に集計、傾向の分析を行った。

[委員]

長泉町は若い方も多いので、そういった方も取り込めるようにしてもらいたい。

[委員]

長泉町は観光の町とは言い難いが、最近は来訪者が増加しており、進めるのは58ページの骨子で構わないが、この中に観光ニーズや来訪者の視点を入れてもらいたい。

[委員]

今回の方針を決めるにあたってバス事業者へのヒアリングをしてもらっているが、その中の課題のひとつとして、運転手の確保についてというものがあった。それについて、58ページの中でどういったところでその課題に取り組んでいくのかということが見えないので整理いただきたい。また、右側の公共交通施策体系に、⑧公共交通の利用促進策があるが、これと左側の「公共交通の課題」中の②公共交通事業の持続可能性の確保が繋がってこないように見える。

[委員]

マスタープランの計画期間が正式に定まっていないうだが、期間によって数値目標が変わってくる。例えば利用促進策の回数など。計画期間が決まった目標を検討してもらいたい。また、定量的な目標は書いてもらっているが、毎年度の評価がこれまで以上に求められることから、最終的には年度ごとのスケジュール（検討・実施の時期）を取り込むようにしてもらいたい。また、利用促進策の目標に利用者数などを入れる予定はないか。

[事務局]

平成30年7月に策定している立地適正化計画と合わせていきたいと考えており、立地適正化計画の見直しまで数年あるので位置づけをどのようにしていくかなどは今後検討を行っていく。毎年度の評価やスケジュールは助言いただいたとおり、内容を検討して提示をする。利用促進策における利用者数等の数値目標については、本日の意見を踏まえた上で具体的な数値を示せるよう検討を行っていく。

[委員]

実施する施策の中に、費用が掛かるものがあると思う。例えば新技術を活用したモデル事業など。そういったものは、予算の裏付けがあるということで記載するのか。

[会長]

現在策定している町の最上位計画である総合計画と地域公共交通計画の位置づけを整理し、具体的な施策にかかる費用を確保した上で対応していきたいと考えている。

[委員]

観光要素を入れてもらいたい。上位計画の中にも外部から観光客を呼んでというところがなかった。観光の要素を入れていかないと、路線を維持しようとしたときに生活路線だけで維持できるのかということもある。

[事務局]

今後も気付いた点があれば、随時意見をいただきたい。

7 報告事項 (14 : 53～15 : 06)

8 講和 (15 : 06～15:16)

9 その他 (15:16～15:21)

10 閉会 (15:21)